

第65期 中間決算公告

平成23年12月27日

沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
株式会社 沖縄海邦銀行
取締役頭取 嘉手納成達

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	20,751	預 金	581,059
コ－ル口－ン	68,382	借 用 金	800
有 価 証 券	143,430	そ の 他 負 債	9,596
貸 出 金	383,956	未 払 法 人 税 等	196
外 国 為 替	188	リ－ス 債 務	34
そ の 他 資 産	2,088	資 産 除 去 債 務	63
有 形 固 定 資 産	6,447	そ の 他 の 負 債	9,302
無 形 固 定 資 産	377	賞 与 引 当 金	409
繰 延 税 金 資 産	1,935	退 職 給 付 引 当 金	1,119
支 払 承 諾 見 返	949	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209
貸 倒 引 当 金	5,070	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
		偶 発 損 失 引 当 金	96
		支 払 承 諾	949
		負 債 の 部 合 計	594,264
		（純資産の部）	
		資 本 金	4,537
		資 本 剰 余 金	3,219
		資 本 準 備 金	3,219
		利 益 剰 余 金	21,654
		利 益 準 備 金	4,537
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,116
		別 途 積 立 金	15,595
		事 務 機 械 化 準 備 金	400
		圧 縮 記 帳 積 立 金	28
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,092
		自 己 株 式	17
		株 主 資 本 合 計	29,393
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	223
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	223
		純 資 産 の 部 合 計	29,170
資 産 の 部 合 計	623,435	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	623,435

中間損益計算書 〔 平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,735
資 金 運 用 収 益	5,714	
(うち貸出金利息)	(4,946)	
(うち有価証券利息配当金)	(711)	
役 務 取 引 等 収 益	596	
そ の 他 業 務 収 益	1,106	
そ の 他 経 常 収 益	318	
経 常 費 用		6,377
資 金 調 達 費 用	967	
(うち預金利息)	(967)	
役 務 取 引 等 費 用	327	
そ の 他 業 務 費 用	275	
営 業 経 費	4,246	
そ の 他 経 常 費 用	560	
経 常 利 益		1,357
特 別 利 益		137
特 別 損 失		0
税 引 前 中 間 純 利 益		1,494
法人税、住民税及び事業税	196	
法人税等調整額	496	
法人税等合計		692
中 間 純 利 益		801

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は210百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末における要支給額の見込額に基づき、当中間期末において発生していると見込まれる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 複合金融商品の会計処理

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）第3項に該当する複合金融商品（有価証券及び預け金）については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当中間期の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品のうち預け金の中間貸借対照表の表示については、取得原価を中間貸借対照表に記載し、時価評価との差額については「その他負債」に含めて表示してあります。

会計方針の変更

責任共有制度による信用保証協会への負担金見込額は、従来、対象債権の債務者区分に対応する貸倒実績率の2割相当額を乗じて「貸倒引当金」に計上しておりましたが、当中間期末において代位弁済の実績率を見積もるためのデータが蓄積・整備され、より実態に即した将来の支払見込額を把握することが可能となったことから、負債の部に「偶発損失引当金」として計上する方法に変更いたしました。

なお、この変更により、前中間会計期間の「経常利益」及び「税引前中間純利益」へ与える影響はありません。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 110 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 386 百万円、延滞債権額は 7,965 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 4 百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,599 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 9,955 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,414 百万円であります。

7. 為替決済、日銀歳入代理、公金収納等の取引の担保として、預け金 8 百万円、有価証券 18,910 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 100 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,371百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,371百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 7,393百万円

10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.08%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益284百万円及び償却債権取立益4百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却291百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	110
関連法人等株式	-
合計	110

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,312	1,186	125
	債券	99,996	98,605	1,391
	国債	66,522	65,523	998
	地方債	9,228	9,169	58
	短期社債			
	社債	24,246	23,911	334
	その他	2,889	2,666	223
	小計	104,198	102,457	1,741
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,712	2,130	417
	債券	25,197	25,337	140
	国債	14,682	14,702	20
	地方債	1,796	1,799	3
	短期社債			
	社債	8,718	8,835	116
	その他	10,934	12,543	1,608
	小計	37,844	40,011	2,166
合計		142,043	142,468	425

(注) 1. 差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は54百万円(損失)であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	1,151
その他	124
合計	1,276

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、388百万円（うち、株式286百万円、その他101百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	1,788	百万円
有価証券評価損	916	
退職給付引当金	444	
賞与引当金	162	
その他	903	
繰延税金資産小計	4,216	
評価性引当額	2,253	
繰延税金資産合計	1,962	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立額	18	
資産除去債務	8	
繰延税金負債合計	27	
繰延税金資産の純額	1,935	百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	8,591円94銭
1株当たり中間純利益金額	236円06銭

（重要な後発事象）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の変更及び復興特別法人税が導入されることにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成24年度以降の法定実効税率が、従来の39.76%から37.18%（平成24年4月1日から平成27年3月31日）及び34.80%（平成27年4月1日以降）に変更されました。

当該法定実効税率の変更が当事業年度の決算に与える影響額を現時点で算定することは困難であります。仮に変更後の法定実効税率を当中間期末に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用した場合には、繰延税金資産は1,858百万円になります。

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	20,751	預 金	580,885
コールローン及び買入手形	68,382	借 用 金	800
有 価 証 券	143,321	そ の 他 負 債	9,623
貸 出 金	384,080	賞 与 引 当 金	461
外 国 為 替	188	退 職 給 付 引 当 金	1,119
そ の 他 資 産	2,206	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209
有 形 固 定 資 産	6,450	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
無 形 固 定 資 産	379	利 息 返 還 損 失 引 当 金	32
繰 延 税 金 資 産	1,947	偶 発 損 失 引 当 金	96
支 払 承 諾 見 返	949	負 の の れ ん	6
貸 倒 引 当 金	5,138	支 払 承 諾	949
		負 債 の 部 合 計	594,209
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	4,537
		資 本 剰 余 金	3,219
		利 益 剰 余 金	21,781
		自 己 株 式	17
		株 主 資 本 合 計	29,521
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	223
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	223
		少 数 株 主 持 分	11
		純 資 産 の 部 合 計	29,309
資 産 の 部 合 計	623,518	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	623,518

中間連結損益計算書

平成23年4月1日から

平成23年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		7,845
資 金 運 用 収 益	5,742	
(うち貸出金利息)	(4,974)	
(うち有価証券利息配当金)	(711)	
役 務 取 引 等 収 益	674	
そ の 他 業 務 収 益	1,106	
そ の 他 経 常 収 益	322	
経 常 費 用		6,509
資 金 調 達 費 用	967	
(うち預金利息)	(967)	
役 務 取 引 等 費 用	368	
そ の 他 業 務 費 用	275	
営 業 経 費	4,309	
そ の 他 経 常 費 用	588	
経 常 利 益		1,336
特 別 利 益		190
特 別 損 失		0
税金等調整前中間純利益		1,526
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	493	
法人税等合計		692
少数株主損益調整前中間純利益		833
少 数 株 主 損 失		3
中 間 純 利 益		837

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結される子会社及び子法人等 4社
会社名
かいぎんビジネスサービス株式会社
かいぎんシステム株式会社
株式会社海邦総研
かいぎんカード株式会社
2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、其他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
建 物 定額法を採用しております。
その他 定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 39年
その他 2年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 210 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると見込まれる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 複合金融商品の会計処理

「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)第3項に該当する複合金融商品(有価証券及び預け金)については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品のうち預け金の中間連結貸借対照表の表示については、取得原価を中間連結貸借対照表に記載し、時価評価との差額についてはその他負債に含めて表示しております。

会計方針の変更

責任共有制度による信用保証協会への負担金見込額は、従来、対象債権の債務者区分に対応する貸倒実績率の2割相当額を乗じて「貸倒引当金」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間末において代位弁済の実績率を見積もるためのデータが蓄積・整備され、より実態に即した将来の支払見込額を把握することが可能となったことから、負債の部に「偶発損失引当金」として計上する方法に変更いたしました。

なお、この変更により、前中間連結会計期間の「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」へ与える影響はありません。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は386百万円、延滞債権額は8,001百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,599百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,000百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,414百万円であります。
6. 為替決済、日銀歳入代理、公金収納等の取引の担保として、預け金8百万円、有価証券18,910百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は100百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,371百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,371百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 7,398百万円
9. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.11%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益285百万円及び償却債権取立益4百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却291百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益金額 430百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	20,751	20,751	-
(2) コールローン及び買入手形	68,382	68,382	-
(3) 有価証券	142,043	142,043	-
その他有価証券	142,043	142,043	-
(4) 貸出金	384,080		
貸倒引当金(*)	5,076		
	379,003	383,215	4,211
資産計	610,181	614,392	4,211
(1) 預金	580,885	582,263	1,377
負債計	580,885	582,263	1,377

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格、投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、信用リスクを反映させて将来キャッシュ・フローを見積もり、無リスク金利で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,153
その他の証券(*1)	124
合 計	1,278

(*1) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 其他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,312	1,186	125
	債券	99,996	98,605	1,391
	国債	66,522	65,523	998
	地方債	9,228	9,169	58
	短期社債			
	社債	24,246	23,911	334
	その他	2,889	2,666	223
	小計	104,198	102,457	1,741
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,712	2,130	417
	債券	25,197	25,337	140
	国債	14,682	14,702	20
	地方債	1,796	1,799	3
	短期社債			
	社債	8,718	8,835	116
	その他	10,934	12,543	1,608
	小計	37,844	40,011	2,166
合計		142,043	142,468	425

(注) 差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は54百万円(損失)であります。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、388百万円（うち、株式286百万円、その他101百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	8,629円46銭
1株当たり中間純利益金額	246円60銭

（重要な後発事象）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の変更及び復興特別法人税が導入されることにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成24年度以降の法定実効税率が、従来の39.76%から37.18%（平成24年4月1日から平成27年3月31日）及び34.80%（平成27年4月1日以降）に変更されました。

当該法定実効税率の変更が当連結会計年度の決算に与える影響額を現時点で算定することは困難であります。仮に変更後の法定実効税率を当中間連結会計期間末に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用した場合には、繰延税金資産は1,869百万円になります。